

会 議 記 録

会議名称	平成 16 年度第 1 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 16 年 4 月 22 日 (木) 午後 2 時 58 分 ~ 午後 4 時 58 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 瀬口、根建、町田、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、総務課長、 経理課長、住宅課長、保育課長、行政改革担当副参事、組織・能力開発 担当副参事、企画課担当係長、財政課担当係長
配布資料	事前配布資料 資料 1 平成 16 年度杉並区外部監査のテーマ候補の推薦について 資料 2 外部監査テーマに係る各委員の意見 資料 3 行財政改革大綱(スマートすぎなみ計画)の改定について 資料 4 平成 15 年度外部評価意見に対する所管課対処方針 資料 5 平成 14 年度外部評価意見に対する所管課対処方針の取組み 結果
会議次第	1 開会 2 議事 (1)個別外部監査のテーマ候補の推薦について (2)行財政改革大綱(スマートすぎなみ計画)について (3)外部評価意見に対する所管課対処方針等 (4)今後のスケジュール等について 3 閉会

杉並区外部評価委員会 委員名簿

15.3.1現在

氏 名	所 属
せ ぐち きよ ゆき 瀬 口 清 之	日本銀行政策委員会室調査役
ね だて のぶ こ 根 建 伸 子	パイオニアHRD株式会社 キャリア開発部 部長 財団法人21世紀職業財団(労働省)「ポジティブアクションを促進するための研究委員会」委員
まち だ こう ぞう 町 田 幸 蔵	日本公認会計士協会杉並地区会副会長 前財団法人杉並区まちづくり公社監事
やま もと きよし 山 本 清	国立学校財務センター研究部教授 (前岡山大学経済学部教授) 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	財団法人東京市政調査会研究部次長 中央大学大学院公共経済学兼任講師

会議録中、委員名は原則として「委員」と表記されています。

会長 それでは、ただいまから平成16年度の第1回目の杉並区外部評価委員会を開催したいと思います。

きょうは、ちょっと所用で委員が少しおくれてこられるということでございまして、本日の議題は大きく三つあるわけでございますが、とりわけ個別の外部監査のテーマを絞り込むということと、行財政改革大綱について外部評価委員としての意見を申し上げることが大きな今回のテーマでございます。したがって、委員がおくれて来られるということでございますものですから、当面、テーマ候補の推薦については各委員の合意を得ることが一番重要であるということで議事の順番を若干変えて、行財政改革大綱等を最初にしたいと思います。その前に、今回、人事異動等があったようでございますので、事務局の方から人事異動で体制変更等についてご報告いただければと思いますが。

行政改革担当副参事 それでは、私の方からご説明させていただきます。

今回の4月1日で人事異動で参りました、行政改革担当の副参事の齋木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、4月1日の異動ということで、新たな私どもの方の体制ということで申し上げます。

きょうお手元にお配りしました資料の中の一番最後でございますが、外部評価委員会の事務局等の体制ということで、名簿をつけさせていただいております。この中で、4月1日異動でこちらの方に参りました者をご紹介します。

上から3番目の政策経営部企画課長で相田でございます。

それから、その下の方に事務局というのがございまして、今の行革担当が私でございます。その下でございますが政策経営部財政課担当係長で、末木でございます。こちらは昨年までは企画課の方で皆様の方とご連絡などをさせていただいていますが、今年度異動しまして、財政課の担当係長ということになってございます。よろしくお願いいたします。

それから、その二つ下でございますが、政策経営部企画課の担当係長で佐藤でございます。それから、その下でございますが、同じく企画課の担当係長で米満でございます。佐藤と米満につきましては、今後、皆様方とのご連絡などで窓口とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、きょうは外部監査の関係で、下の2名が出席させていただいております。

保育課長の赤井でございます。

それから、住宅課長の皆川でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。きょうは温度も暑うございますので、どうぞ上着を、我々も脱いでおりますので、省エネでございますので脱いで、軽装で審議に臨みたいと思います。

それでは、変則でございますが、議事(2)の行財政改革大綱(スマートすぎなみ計画)についてということの議事に入りたいと思いますが、お手元に、まずきょうの資料の確認をした方がいいかと思いますが、行財政改革大綱では資料3というのと、それとスマートすぎなみ計画の第2次行財政改革実施プランというものが配付になっていると思います。それなんです、まず最初に、これはまだ全くの試案ということでございますが、我々は外部評価委員としてどこまでこれに関与できるかというのはわかりませんが、とりあえず外部評価の我々の経験等に基づいて、気がついたところのご意見を申し上げればいいということのようでございますので、まず最初に資料3とか資料4を使っていただいて、議事は時間がありますから、もし可能であれば15分前後ぐらいでお願いしたいと思いますが、どなたがご担当ですかね。担当の方から、どうぞよろしくお願いいたします。

行政改革担当副参事 それでは、行財政改革大綱(スマートすぎなみ計画)の改定につきましてご説明申し上げます。

資料といたしましては、今、会長の方からもお話がございましたとおり、A3判の2枚構成になってございます。一応、1枚目が改定についてという見出しで、今回、私どもの方が考えています改定の背景、視点及び戦略、実施のプランについて掲載してございます。

それから2枚目の方が、大綱が、これまでに1次プラン、2次プランということで既存のものがございますので、それがどういう形でできているかというようなことを示している資料でございます。

まず、1枚目の方の改定につきましてのたたき台というようなことでお出しさせていただきました資料について、簡単にご説明をいたします。

まず、左側に背景ということで、今回、大綱を改定するに当たってどのような背景を我々の方で考えているかというようなところが掲載してあります。背景につきましては、まず「分権型社会に向けた構造改革の動き」ということでございまして、行政や地域や住民の関係を見直して、協働分野の拡大なども今言われているところでございますので、そのような構造改革の動きについて考えていこうということでございます。

それから、その下の「特別区制度をめぐる動き」ということでございますが、特別区制

度というのは、平成12年に特別区は基礎的な自治体として自立的な形になってきてございますが、まだまだ、さまざまな動きがあるというふうにとらえてございます。

それから、その下の「大都市地域」ということでは、やはり東京の中の23区ということで杉並区も位置づけられておりますので、その中でやはりさまざまな新たな課題が発生しているのではないかとということでございます。

それから、その下の「行政が担う役割をゼロから見直す必要」というのは、私ども今まで区役所としてさまざまな事務を取り扱ってきたわけでございますけれども、この事業をもう一度ゼロから見直して、住民サービスの担い手として自治体だけで限定されていないような時代の中で役所の仕事をどういうふうに見ていくかというようなところを見直す必要があるのではないかとということでございます。

その下の「公共サービスの提供のあり方にも工夫が必要であり、様々な主体との連携が求められている。」ということでございますけれども、こちらも結局、住民とか地域コミュニティ、NPOなどとの協働それから相互連携ということで、新しい自治の創造というものを私ども今求められているのではないかとということをとらえております。

それから、背景の最後でございますが、こちらは、社会経済状況としてはやはり依然として厳しく、また高齢社会というのも到来している中で、簡素で効率的な行政運営がやはり必要でないかというふうにとらえているところでございます。

その下に視点を私ども今三つ挙げてございます。一つは、「住民パワーを活かす新たな施策の展開」、それから「財源の確保と負担の公平化の実現」、そして「より簡素で効率的な区役所組織の確立」という三本柱を挙げてございます。それを実際にどういうふうに取り組んでいくかというようなところを右側の方で掲載をさせていただいています。それぞれ、「住民パワーを活かす新たな施策の展開」ということでは「ゼロベースでの仕事の見直し」、それから「区民との協働による新しい『自治』の確立」ということで、やはり先ほどもゼロから見直すというようなことを申し上げましたが、公共サービスの提供主体が今多様化している中で、行政が直接やるべきことは何かというのを明らかにする時期に来ているのではないかとというふうなことをとらえてございます。

それから、2番目の「財政の確保と負担の公平化の実現」というところは、これは先ほどの簡素で効率的なところにつながるところでございますが、やはり税収を向上させるとか、受益者負担の確保、それから都や国の方からの補助金など、やはり税財源の移譲というふうなことで財源を確保する必要があるだろうということに着目してございます。

それから、最後に3番としては、「より簡素で効率的な区役所組織の確立」ということ
でございますが、こちらはまずは「区民の満足度の向上」、それから「活力ある組織づく
り」、そして「区政の透明性や説明責任の確保」ということで、区民満足度のところでは
やはり24時間の対応というようなところに着目して、どのように区役所をつくっていくか
というようなところに着目してございます。それから、めざせ五つ星運動というものを区
の方で展開してございまして、こちらの方はやはり接客や仕事の進め方を見直していると
ころでございますので、ここら辺を充実していきたいと考えてございます。

それから、活力ある組織づくりについては、人事システムを確立しましたり、やはり少
数精鋭で区政運営を担う職員を能力開発したり、あるいは経験を積んだ方を採用するなど
というのも考えてございます。それから、事業部制の推進ということで、予算配分の制度
の導入などができないかというようなところも考えていく必要があると思っております。

それから最後に、透明性や説明責任でございますが、こちらは電子申請などの電子区役
所の確立、あるいは行政評価で予算の編成などと連携できます評価ができないかというよ
うな点、それから内部的な事務システムでございますけれども、財務会計システムあるい
は情報公開システムを構築いたしまして、情報の公開やあるいは予算・決算をわかりやす
くするというようなことができないかというところに着目してございます。

それから、一番右の四角の中にある部分につきましては、既存の大綱の中にうたわれて
いる項目を例示してございます。

1枚目は、以上でございます。

2枚目をおめくりいただきます。第1次の実施プラン、それから第2次実施プランという
ことで平成12年10月に策定しました実施プランの概要が掲載してございます。これを一つ
一つ読み上げますと長くなりますので、ざっとご説明申し上げますと、この平成12年当時
は、非常に区としましても財政的に厳しい時期でございまして、いわば緊急事態というこ
とで、中ほどに書いてございますが、最大の目的が「財政再建と健全財政の確立」という
ことでつくられたプランでございます。当時の指標が下の方にも記載してございますが、
主な財政指標という中で経常収支比率が94.1%というような時期を迎えたときの行革のプ
ランでございます。

右に参りまして、2次プランは平成14年10月策定のプランでございます。こちらにつき
ましては、1次プランの当時の危機的な状況はとりあえずは脱した段階で、新しい行政ス
タイルの創造をということで、やはり住民の方との協働あるいは顧客志向の区政の実現な

どというものをうたいまして行政改革に取り組んでいこうということで、つくられたプランでございます。

当時の背景としましては、1次プランと2次プランの間に、この図の下の方に記載してございますが、平成12年4月に地方分権推進一括法などの施行、都区の制度改革、清掃事業の移管等がございまして、かなり区を取り巻く状況が変わったというような背景もございます。

ざっとでございますが、私どもの方できょうご提出させていただいた資料は、以上でございます。

机上には、現在の第2次行財政改革実施プランというものを一応参考に置かせていただいております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。今ご説明があったので順次質疑でもいいんですが、第2次実施プランなりのこの進捗状況というのですか、ここに書いてあることは大体予定どおり来ているかどうかという、そういうチェックか何かはあるんでしょうか。あるいは、ここがうまくいっていないから直すとかというのは当面一番押さえておかなきゃいけないことなんですけど、ここに。ただ、これは平成15年度からですから、1年だか、実績がないのでこのとおりやっているということではよろしいんでしょうか。

例えば、能力・業績重視の人事システムの確立というのが、今回新たに資料3で入っていますが、これは実はこの中で平成16年からもうやることになって、実施になっていきますよね、能力・実績を求めた人事制度をやると。そうすると、やると言っているんだからいいんじゃないかということにもなるので、そこら辺をちょっと確認したかったんですが、いかがでございますか。どうぞ。

行政管理担当部長 第2次の実施プランについては、パーセンテージではないんですけども、おおむね実施しております。今の人事制度なんですけれども、例えば、昨年度、実際には目標による管理といいますか、職員個々もいわゆる自己申告書を出して、それについて評価するという形だったんですけど、組合との関係で、まだ一部、最終的には出したんですけど強制的な形で全員がという形ではない。ですから、今年度はそれも全員に出していただくというような形で、ことし、第2次の最終年ということなんですけど、一応それでやっていきたいというふうには思っています。

会長 ありがとうございます。

では、外部評価委員としてのスタンスというのは難しいと思うんですが、評価の経験等

あるいは自分の知見等を踏まえて、順に、ご自由にご質問なりご意見なり、先に各委員の方から言っていていただいて、後ほどまたそれについてご議論したいと思います。どうぞ、どなたからでも。

委員 質問なんですけれども、質問というのは数字なんですって、今の2枚目の方ですけれども、経常収支比率が13年度で82.2とありますよね。2年前が94.1。私の感覚的に、2年でこんなに落ちるはずがないと思うので、何か数字間違いではないか。こう言っちゃ大変失礼なんですけどね。どうしてこんなふうに急に落ちたんですかね、もし事実とするなら。

財政課長 では、私の方から。これは間違いではございませんでして、事実として数値をお示ししているものでございますけれども、その理由ですけれども、今ちょっと細かな資料を持ってきていませんから。

会長 だから、分母、分子で説明いただくのが一番いいんですね。

財政課長 結局、歳入の落ち込みが改善したと、一言で言えばそういうことになるかと思えますけれども。

委員 いろいろ新聞などで見ている限りでも、94とかというのが今の、多分普通の日本の地方自治体の大体の姿だと思えますよね。どこも80を切れないという、そこまでとても行けないということで四苦八苦している。もちろん税収が入るという要素は一般論としてはわかるけど、日本の自治体においては税収の占める比重というのはそんなにないわけですし、23区でももちろん交付税制度のもとにはないにしても、やはりそれは程度の差こそあれ財政調整の中にあるわけです。他方、歳出の方の経常財源を充てるべき支出の相手方は人件費が大半なはずですから、そんなに急にこんなふうに10ポイントも下がるというのは、ちょっと僕には理解できないんです。

会長 財政のあれがあったじゃないですか、パンフレットが。あそこを……。

政策経営部長 これはそのとおりでございまして、分子で言うと人件費の減という、ここにも記載してありますけれども、これは行革の職員数を減らしてくる中での要素というのは非常に大きいと。分母は、たしかこの時点で一番多かった11年度と大きく違うのは、都区財政調整制度の普通交付金が、11年度は厳しい落ち込みを示したときだったんですね。13年度は、たしかわずかにIT景気というか、一時期IT産業が活性化したという、景気で若干、住民税の法人分が伸びたとか、そういう要素がございまして、この点で財政調整交付金が11年度と比べると大きな伸びを示したというような経緯がございまして、経常収支比率が分母の増、歳入の増というのが大きくなってこになったというような状況でした。

委員 そうしますと、杉並区のある地域的な財政のいわゆる基本体力を見るのには、11年度の方に近いんですか。13年度の方。それぞれ片方は非常に落ちたとして、片方は非常に上がった年だというのを比較されますと、基調としてどっちが今の体力に近いんですか。

政策経営部長 14年度が、ちなみに85.4%なんですね。そうすると、15年度がどうかということでもまた違って来るんですが、私の経験則で言うと、85前後だろうという感じはしています。ただ、正直申し上げて、経常収支比率のなかなか一律に言い切れないのは、分子についてはずっと削減だとか見直しを進めてきて、それらが落ちていると。ただ、分母の変動が大きく動く場合もありますので、そういう点ではどうかと。どこら辺なのかなというのがありますので、多分、11年度が94.1、12年度が85.3ぐらいになったんですね。13年度が82.2と、それで14年度が85.4になっていますので、恐らく85前後のところは平均的というか、今の姿なのかなというふうに思っています。

委員 わかりました。

会長 よろしいですか。この第2次のこれには80%を目指すというふうに書いていますね、長期的には。だから、実現不可能な数字ではないということらしいんですが。

どうぞ、ご質問もご意見も。できましたらご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ、委員。

委員 まず最初に質問なんですが、戦略と実施プランの取組みの1、区民パワーを活かす新たな施策展開の の区民との協働による新しい自治の確立の中に公社等の経営改革というのが入っています。その下の二つのNPOの育成と団体の世代還流の受け皿づくりというのは区民との協働というイメージがわくのですが、公社等の経営改革というのがどうして区民との協働の中に含まれているのかがちょっとよくわからなかったんですが。

会長 どうぞ。

行政改革担当副参事 委員ご指摘のとおり、区民との協働という点ではちょっと異質なのかなという認識で、私どももおります。この公社のやっている事業が、改革の中で公社のやっている事業の中で区民との協働というようなものもあるかもしれないと、そういうようなところで、一応、協働のところ載せてあるということでございます。

会長 公社等の中に社会福祉協議会とか、そういうのが入っているらしいので。

委員 NPOが公社の活動を手伝うこともあるのでここに含まれているということですね。

行政改革担当副参事 そういうところと、今、公社がやっている事業の中で住民との協働というものがあるかというようなところです。

会長 どうぞ。

政策経営部長 ちょっとそれで、この資料なんですけど、冒頭もう少しお話しすればよろしかったと思うんですが、非常にたたき台のたたき台というようなところで、ぜひこれは外部評価委員会での評価委員会の性格という、やはりある程度何か我々としても出して、それについてのご意見をもらう仕組みとか考え方ていかなるを得ないと思っていますので、実は、これはまだ、意思決定とかオーソライズされたものではなくて、事務局を中心にいろいろ議論をしてのたたき台というようなことで、今のようなご質問、ご意見も含めて、どんどんお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

会長 そういうことで、全くこれはオーソライズされていないらしいので、とりわけ評価という視点を含めて、書いてあることは、どちらかというところと庁内改革というのかなり多いんですが、組織を見直す、やり方を見直すというのは、改革として区民にはアピールするんですけど、効果としてはどうかという問題は別途あるわけで。

どうぞ、委員。

委員 全くこれも質問なんですけれども、活力ある組織づくりで、事業部制の推進というところで、先ほどご説明、予算配分制度云々というような趣旨というような発言だったかと思うんですけど、ちょっとよくわからなかったので、事業部制をどういうふうに考えていらっしゃるのかと思ひまして。

会長 これは説明があると思ひますけれども、これはとりわけ行政評価制度、ないしは政策評価制度との連動等も少しお考えいただいて、とりあえず我々としては、もう少しきちんとしたご意見を申し上げた方がいいと思ひますけど、どうぞご説明を事務局の方から。

行政改革担当副参事 先ほど予算配分制度の導入というようなことを申し上げたところなんですけど、杉並区でも事業部制ということで、そういう制度を引いてございまして、その中で各部に一定の予算を配分した上で責任を持って各部が予算の執行をしてもらうというようなものをもっと少し確立していきたいというようなところでございます。

委員 各部が事業部という形なんですか。

財政課長 では、私の方からちょっとまず申し上げますけれども、事業部制の推進は予算制度、予算の配分のみならず、いわゆる権限の移譲を事業部がその部として可決していくと、そういう前提のもとでそれぞれの執行権限を強化していくと、そういう発想に立っ

たものです。予算配分は、そのうちの一つです。人事あるいは契約といったものの執行権限を、それぞれ部の長がそれぞれの部の責任者として一定の価値判断をして政策実行していくと、そのための権限を付与していく。したがって、権限がある以上その責任も大きくなると、そういう趣旨でございます。

委員 わかりました。

会長 だから、これは枠予算とか足立区等でされているやつも盛り込んで、もう少し全体の人事管理も全部含めた事業部制ということですね。分社化ということですね。

委員 あと、区税収納率のさらなる向上というのが2番の財源の確保と負担の公平化の実現のところに入っているんですけど、難しい問題だと思うんですね。払えないから滞納しているという意味でですね。これに対して方法とか実施可能性とか、どこでも滞納していれば、こういう収納率のさらなる向上という命題を掲げるんですけど、なかなかそれが実現可能性という意味で難しい点があると思うんですけど、何かこれに対しては方策とかあるのでしょうか。

会長 どうぞ。

行政管理担当部長 例えば、国保の保険料でいきますと、昨年、コンビニによる収納というのも始められておりますし、また、今、納税課税で夜間の督促だとか、日曜・祭日の督促というような形も進めておりまして、杉並は23区の中でもかなり収納率はいい方なんですけれども、さらに向上させていこうというものでございます。

委員 じゃあ、もうやっぺらっぺらという形なんですか。

行政管理担当部長 かなりやっぺらっぺらとは思いますが。

政策経営部長 差し押さえというのが一つございますが、23区の中では差し押さえまでやっているところというのは意外と少のうございまして、杉並は割合と早くやっていた方なんです。そして、昨年、東京都の方も個人都民税、これが徴収率が区に任せている。区が都民税も含めて徴収をして、それに東京都が手数料といいますが、委託的な考えで区をお願いをしているという形になっているんですが、どうも各区に任せているだけでは徴収率が上がらないということで、東京都の方も区と共同して徴収率を上げようということで、そういった意味では、東京都から見れば、てこ入れというようなことを行っている。

杉並の方も、そういう状況を受けて、じゃあ積極的に一緒にやってみましょうということで、いろんな模索を行っているところなんですけど、確かに、これをやればもう収納率が

画期的に上がるんだというような方策というのはなかなかないというのが実情です。粘り強くどうやって徴収率を上げていくのかと。粘り強さと根気ですね。そういうことが必要になってきていますが、財政基盤ということになりますと、どうしても根幹は区税ですので、ここをきちんとやっていかなくちゃいけないということで、項目としては1番目に挙げているという考え方です。

会長 ご質問もあると思いますが、もう少し建設的な……。どうぞ。

委員 それでは意見の方を申し述べさせていただきます。

まず、この背景の中にある「行政が担う役割をゼロから見直す必要」という認識は、非常に今の時代に合った、正しい、適切な認識ではないかと思います。その上で、杉並区が目指している区政のビジョンの一番特徴的な部分というのは、区民との協働による新しい自治の確立だと私自身は認識しています。ですから、区民パワーを活かす新たな施策の展開というのを戦略と実施プランの一番最初に据えているというのは、全体の方向感としては非常にいい方向に向かおうとしていらっしゃると感じました。

ただ、その中で一つ感じましたのは、いきなり背景から視点に飛んでいるのですが、この間に区政のビジョンがあるべきではないかと思いました。つまり、杉並区をどういう区にしたいのか、どういうまちづくりを目指すのかということです。例えば、子育てのしやすい街とか、みんなが思いやりがある街とか、住んでいることを誇りに思う街とか、世界につながる街などです。背景の次に杉並区をこういう街にしたいんだという基本方針、基本コンセプトみたいなものがあって、それを実現するための視点として、区民パワー、財源確保、効率的な行政運営ということを示す方が望ましいのではないかというのが一つ感じたことです。

多分この区政ビジョンというのは、非常に大きなテーマなので、すべての区政との絡みで相当議論が必要だと思います。12年度からずっと行革大綱を続けてきて、区の足腰である財政が厳しい状況からいい方向に向かっています。そうした状況を前提にすれば、以前は行革というのが区最大の方針だったんですが、今度はそこから前向きに向かって何かを実現しようという時代に入ってきている、それができる環境を実現できたというのが現在の杉並区なのではないかなと思うんですね。この新しい状況に基づいて次を目指すビジョンを示されたいんじゃないかというふうに思います。

その中で、区民との協働による新しい自治の確立というのは、やはりコアになる部分だと思うんですが、むしろそういう意味では、ゼロベースでの仕事の見直しというところ

よりも区民との協働というのが先に来る方が杉並らしいビジョンになり得るのではないかと思います。これは外部評価の中でも何回も申し上げていたことですが、区民との協働を実現するには、区民の住民意識の改革が必要ですが、杉並区もまだそこは十分ではないと思っています。全国的に見れば杉並区は相当区民の意識が高い地域ではあります。それでも自分自身が区政に積極的に参加しようと思っている人がどれくらいいるかという、たしか区民の区政参加率は7%くらいだったと思います。以前9%くらいだったのが7%に落ちたという評価がどこかに数字として出ていたはずですが。これを30%、40%に上げていくことを目指すべきだと思います。3割の人が区政に直接参加しているなんていう区になったら、これはもう、本当に様変わりになると思います。そういう数値目標なども掲げて、区民との協働を目指していったらいいと思います。

そのための住民意識の改革に一番大切なのは、区政というのはどういう課題を抱えているのか、それが自分にどうかかわりを持つのかという住民による状況認識だと思います。その状況認識があれば区政への参加意識は変わってくると思います。そういう意味でわかりやすい情報公開が大切です。これが3の区政の透明性のところにもかかわってくるわけで、区の行政側として何が問題と思っているのか、また、区民としては何が問題だと思っているのかということ区民にわかりやすく伝えるということです。それにはいろんな切り口があり得ると思います。例えば区役所の組織運営、教育分野、環境分野、医療分野などについて具体的に区民の目線に立って考えることが大切です。あなたは何が問題だと思えますかということ区民のアンケートとして実施して、その区民の目線で新しい自治をつくっていく。そしてあなたたちの意見に基づいてこれをやったんですよというのがわかるように区民に伝えていく、こういうサイクルを実現するのが重要なポイントかと思いません。

そういう区民の意識が自然に出てくるかということ、それにはなかなか時間がかかると思います。そこで私が一番重要だと思うのは、長期的な視点に立った教育による人材育成ということです。ちょうど4月6日に教育立区という方針を区長が掲げて記者会見をやられましたけれども、杉並区の小・中学校を卒業すると、意識が違う子供が生まれてくると言われるようになれば素晴らしいと思います。そういう新しいポリシーを教育の中に据えつけて、小さいときからきちんと社会性を持った立派な大人に育っていくような教育を杉並区はやっているんだと多くの区民が認識し、それを誇りにするような小・中学生が出てくる区に変えていくというのが、区民との協働を目指す上では、長期的には非常に重要なポイ

ントではないかなと思っております。

最後に、区政の透明性や説明責任の確保というのが一番下のところの に出ています。その中で情報公開システムの構築とありますが、この情報公開システムを構築するというのもすごく重要なんですが、それをさらにわかりやすく区民に伝える手段をどう構築するかというのが、情報公開システムの一番実践的なポイントではないかなと感じましたので、その点を付け加えておきたいと思った点です。

以上です。

会長 ありがとうございます。それぞれポイントはつかれていると思います。ただ、問題は、これ行財政改革大綱なものですから、総合ビジョンとか総合計画じゃないので、そこら辺がどこまで盛り込めるかということだと思うんですが、今おっしゃった趣旨は大切なことですので、もう少し、何で区民による協働をすると行財政改革にもつながるのかということがわかるようにすれば、この1の 1 というのをトップに持ってきていいと思うんですけど、多分、行財政改革大綱だからということで少し遠慮されて になっているんだろうと思うんですけどもね。おっしゃったようにそうではないわけですので、どうぞ。

委員 一般的に、行財政改革というと、財政バランスをよくするというのが普通の認識だと思うのですが、杉並区では既に、経常収支比率が85%前後まで来ているわけですから、そういう状況はもうほぼクリアできているわけです。そうすると、普通の行財政改革というイメージでなくてもいいのではないのでしょうか。杉並区が行財政改革というのは、財政バランスの問題では、区民の意識を変えることが行財政改革だというふうに変えていく局面に入っているのではないのかというのが、先程私が申し上げた認識です。

会長 それはもうちょっと財政課の意見を聞かないと、たまたま単年度だけ見ていませんから、長期的なことでお考えいただいて。そこら辺はどうなんですか、実態的には。財政課がおられるから。

どうぞ。

財政課長 今、委員おっしゃったとおりだと思いますね。十数年にわたってのこれまでの推移を見ても、白書の中にもお示ししておりますけれども、かなり財政の均衡というのはある程度のペースで落ちついてきているんであろうと。ただ、もちろん単年度によって、その年度の特異な事情、状況によって若干の変動がありますし、あるいはこういった指標の算定方式、固有のあるいは内在する要因によって、年度によっては特異な状況も生まれるということもありますけれども、ほぼ収支のバランスあるいは指標のレベルというのは

安定してきつつあるというふうに思っています。

とりわけ、これからの杉並区が目指す行革の目的は、あるいはその趣旨、視点というのは、まさに住民意識の改革であり、あるいは公共的なサービスの執行方法あるいは担い手といったものをいかに多元化する中で、その中で行政のありようというものをどういうふうに杉並区は位置づけて、それを考えるかと。あるいは、それをどうアピールしていくかということにポイントが絞られてくるんであると、そのように感じています。

会長 ありがとうございます。

どうぞ。

政策経営部長 まず、区政のビジョンということで、これは我々も非常に重要なものというふうに認識しておりまして、きょうはここには出ていないんですけども、16年度基本計画の改定もあわせて行うということになっておりまして、実は今検討している、それぞれの各部門でも検討しているのは、22年度にどういう区の姿、どういうありようが、区の姿があって、こういう姿を目指してやっていくんだという目標設定ですね。それに向けて行革は行革の方面からこうやっていこうと、計画事業の推進については計画的にこういう事業を展開していこうと。ですから、やはりおっしゃるとおり、22年度にこういう計画、二つの計画を中心にやっていったらどういうものになるのか、あるいはしたいのかというようなビジョンを出そうと。なるべく具体的にわかりやすくという点は考えてやっているんですが、非常に難しくてまだまだ難航中というか、いろいろ皆様方あるいは区民の皆様のご意見を聞きながらやっていかなくちゃいけないなというように強く認識しております。

それから、財源の確保、財政基盤の確立の点でもう一つ申し添えれば、やはり現在の国がやっと第一歩を踏み出した三位一体の改革なんですけれども、これも現時点では非常に不十分というふうに私どもは見ております。いずれにしても、自立した地方政府という考え方でいった場合には、自主財源の確保をどうしていくのかということが非常に重要だということを考えておりまして、これは行革だけではできない話なんです、いわゆるそれを非常に念頭に置きながら、このプランというものを考えていきたいなというふうに思っております。

会長 どうぞ。

委員 また、同じ表で、かなり視点が違うんですが二つ伺いたいんですが。一つは、この大綱に書かれた幾つかの柱って、これはまさしく区長さんみずからのいわゆる政治基本方針みたいなものだと僕は思うんですね。つまり、これは役所の中で 私ども議論する

のは構わないけれども、区長ご自身がこれだけはどうしてもこの何年間の間にやりたいという、そういう意思のあらわれだと、本来そういうものだと思は思うんですが、そのような扱いとしてこれは役所の中では扱われているものなんでしょうか。

政策経済部長 これがすべて区長の意思ということではなくて、当然、区長の考え方も入っておりますが、今のこの資料の扱いというのは、意見交換をしながらいろいろ作業・検討しているという途中の段階だというふうにお考えになっていただきたいと思うんですね。ですから、区長が特に強くおっしゃっているのは、行政が担う役割をゼロから見直す必要がある。それから、自治の問題で言えば協働ですね。ここは重要だと。それから、予算編成方針の中でも、これは明記して主張したんですが、公共サービスの提供のあり方。要するに公共サービス提供主体というのが多様化しているだろうと。そうすると、自治というものが、従来の行政がやるから自治ということではなくて、「新しい公共空間」という言葉がございますけれども、そういうことがこれからの自治では重要なんだというようなところを中心に、いろいろ、区長の意見も当然こういう中には入っておりますし、また、まだやりとりをしながら、あるいは市内の中でもやりとりをしながら進めているという段階でございます。

委員 なぜ伺ったかという、例えば財政の問題にしても何にしても、ある基本的な体力があった上では、今、課題として出てくるものというのは、まさしく区長さんが政治的な責任として区民にお約束をして、それでこれだけはやりたいよということが大綱の柱だと僕は思うし、中身に書いてあることもまさしくそういうレベルのことだと僕は思っているので、役所で議論したりするのは、それは別に、役人で議論するのは構わないんだけど、とりわけ政治的なリーダーシップが必要じゃないかという感じがしたということがあるわけですね。

それから、二つ目はそれにちょっとまた似ているんですが、最近、基本計画と基本構想を議会が議決するという動きがあちこち出ていますよね。県レベルで、例えば最近、宮城県議会が県の基本計画を議会で議決したと。それは、別に議決したから中身がどう変わったということよりも、議会がいわば宮城県の今後何年かの大きな方針を、今までみたいに理事者というか知事が決めて、あとは委員会審議だけというのはやっぱりおかしいじゃないかということが中から出てきて、それをまた根拠づける自治法上の規定が幾つかあって、それでこの条項でこれがオーソライズされるということを追って、それで議決するというようなことが幾つかの県で出ています。杉並区の区議会としては、こういう大

綱については別に議決はしなくてもいいですが、委員会審議で質疑応答という、その限りになるのでしょうか。

政策経営部長 自治法で言えば、基本構想ですね。基本構想について議決をして定めるということが明記されておりますし、基本構想をどう設定するかということが、いろいろ考え方、幅を広くしたり狭くすることは十分できると思うんですね。ですから、基本構想の中に具体的な計画を盛り込むなり、行革の視点から見た計画を盛り込むなり、いろいろやることができると思います。

ただ、杉並で言えば、21世紀ビジョンという基本構想に当たるものを議会で議決して、その中に、政策の大枠といいますか大きな柱立てを一緒に含んでいるということになりますので、区長としては、それを踏まえて、議会の議決で得た大きな柱、それがございしますが、それを踏まえてどう基本構想を具体化していくかということで計画をつくり、行革計画もつくっていくと。ですから、それについては議会の意見を聞く機会、それから区民に向けてはパブリックコメントを中心にいろいろやっていくと。いろいろどういうチャンネルをさらにふやしていくかということは、今後の検討する必要があると思いますけど、大きな流れで言えばそういうような考えを持っています。

会長 要するに、今のは行革大綱をどうやってつくっていくかという議論だと思うんですけど、これはとりあえず、うちの今の今回の議題とは少し切り離すべきだと思っておりますが。

先ほどの委員のことをもう一度また見直していただんですけど、やはり考えますとこれでいいかなという気もしたのは、協働というのも要するにパブリックサービス、要するに区民サービスの一つの供給なりあるいは参画の形態にすぎないわけですね。だから、その前に区民サービスなり区政として関与すべきかどうかというのはまずやっぱり前段に振り分けがないと、本来、全部それが民なり区民が自主的に自己責任でやるということであれば協働という概念はあり得ないわけですから、行財政改革の基本というのはまず区政なり区民に対するサービスであるかどうかという、やっぱり仕分けなり、ここではゼロベースと書いていますけれども、それがないと次のステップの協働ということにはつながらなくて、何でもすべての困ったことは区民と仲よしで解決すればいいという問題ではないと僕は思っているんですけど、いかがですかね。

委員 そのこのところについては、それほど順番にこだわっていません。

会長 いや、協働というのはね。

委員 私が発言をした背景にある考え方というのは、これからの杉並区政は、まず区民が自分で何ができるかを考えてくださいというのが大前提であるべきというものです。その上で、自分たちではできない、これは区にお願いしなくてはいけないということを自分たちで考えて、区がやることを決めていきましょう、というものです。今までは、区の方で決めて住民はこれをやってください、我々はこれをやりますと言ってきていた。そういう順番をひっくり返しましょう、そういう意識を持つ区民になりましょうということが、これからの住民意識改革の方向だと思っています。それで、まず区民が自分でやることを先に考えて、それでそれを前提として区がやることを考えるというふうになっていったらいいだろうなと考えたわけです。

会長 そうですか。わかりました。

そのほか、せっかくですから、とりわけ評価から言えば、2とか大きな2とかいう議論は、かなり我々評価委員としても、負担料、使用料等で議論をしたんですが、これはこれぐらいで、委員、よろしいですか。どうぞ、委員。

委員 一つだけ、今度は区に、杉並区にはこういう視点でぜひ頑張るとというのが一つあります。いろいろ制度改革の話が幾つか真ん中辺に出ておるんですが、区と都の関係というのは、割とお題目みたいにして一般論的な話はよく出てくるんだけど、なかなか具体的な話をしないし、都の方もしないし区の方もしない。何か三位一体改革、国と地方というふうな話でみんな理解し合うし、区民の方もそうなんだろうけれど。これからの杉並区らしさということがもしあるならば、都と区の関係及びそれを進めていく上で区が横の連携をどうするかというようなことは、ぜひこれは、やっていないけれどもやらなくちゃいけないことだろうと思う。それは、ある意味では区にとっては一面では厳しい話も出てくるかもしれないと思うんですね。けど、それをやるということは、僕は都民にとってはやっぱり地方自治というものをもっとわかりやすくする。僕は、常々、都道府県というのはやっぱり市民にとっては非常にわかりにくい存在にますますなっていると思うんですね。三位一体改革というふうに十把一からげにするんじゃなくて、ぜひ杉並区あたりではこういう中で、都と区の関係及び区同士が横にどう連携するかということを進んで扱っていただきたいなという希望があります。

会長 何か。どうぞ。

委員 その点に関しては、実は教育分野で既に杉並区は東京都23区の中でリーダーシップをとって教員の人事権を都から区におろしてくれという活動をやっているんで

す。ああいうのは本当にすばらしい活動だと思っているので、区民に対して、杉並区は他区に先駆けて区の教育委員会に都から移そうとしていますと宣伝をしていったらいいと思います。先程の三位一体の財源の問題についても、財源の移管は全然不十分な状態のまま議論が進んでいません。区から声を上げていくという運動を杉並区のリーダーシップの下で東京23区を巻き込んで展開していくというのは、非常に重要な視点であろうと思います。

会長 今のことは取組み自身の中には確かに明示はしていない、これ、どこかに入っているというふうに言われますけど、だから、そこら辺の取組みを具体的にどこかに入れるということですね、多分。分権を含めた。

あとは、区同士の連携とか広域的な観点というのは、杉並区の場合は何かあるんですか、そういうので取り組まなきゃいけないことは。特にない。なければ、ここに入れることはないんですけども。

政策経営部長 これも今後の論議の中で。ただ、今言えますのは、区長の問題意識とすると、やはり、今、委員の方からもちょっとご意見が出ましたけど、都の役割というのが果たしてどういうものになっていくのか、今後どういうものなのか、やはりそこら辺はもう少しはっきりさせないといけないんじゃないかと。地方分権一括法で地方自治法が改正された趣旨が、区市町村が基礎自治体として力を持たなくちゃいけないという趣旨で流れてきて、自治法の改正が少しずつ行われていますけれども、やはりそういうことからすると、都の役割がどうなのか。また、一方で道州制の議論ということも出てまいりますので、その中で基礎自治体としての杉並としては、新しい自治、自治モデル構想というか、そういうものを考えていかなくちゃいけないんじゃないかというような実は検討課題も与えられておまして、なかなかこれはそれなりに簡単に出る話ではないんですけども、そういう自治について今年度取組もうということで検討グループといいますか、勉強を始めようと今している、そういう状況でございます。

それから、横との連携、23区との連携については、これも昔ほど簡単にはいかなくて、今どちらかというと、千代田区だとかそういうところは独自の色を出していくということで、23区一体でやること、スケールメリットがあった例えば国民健康保険の問題ですとか、そこら辺も揺らいでいるという状況です。この横との関係というのは、新たなそういう状況を踏まえて、また考えていかなくちゃいけないというふうに思っています。

会長 委員、何か。

委員 2枚目の背景のところ「第1次実施プランの財政健全化目標をすべて達成」とい

うことが載っているわけなんですけれど、このすべて達成というのがどこまで達成しているかというのが、言葉の上では人件費比率25%とか削減目標とか書いてあるんですけど、一番基本的な行財政改革をしようとしたところの経常収支比率、これが94.1%と書いてあって、危機的な状況であるということからスタートしているかのごとく私には見えていたんですけど、この経常収支比率一つをとっても、わかりにくいというか、94.1だと悪いのか悪くないのかという意味も含めまして、それからあと、ここ第2次行財政改革実施プランという、もう一冊何かいただいていますけれど、それで40ページを見ると、経常収支比率という欄に11年度の95.8%からという言葉も載っているんですね。何か同じ言葉で経常収支比率で11年度で95.8とか94.1であるということ自身もちょっと変な感覚ですし、それが12年度で85に落ちて、ほとんど82から85の間で推移しているということ、結局、最初の11年度の 94か95かわかりませんが、それが発端になって行財政が大変だからと進めてきた割に、何か急に、先ほどご説明の財政調整交付金ですか、そういったものが多くなったとか、そういった要因があるんでしょうけれど、その辺も説明が欠けているというか、何でこの経常収支比率がよくなって、第1次実施プランの財政健全化目標をすべて達成とか、そういった言葉が出てくるのか。

あるいは、区税収入額が11年度564億円から13年度560億円に落ちている。少数精鋭で効率的な行政運営ということで職員定数を何名削減とかということは載っているんですけど、結果として人件費がトータルでどのくらい下がっているとか、一人当たりの金額はどうなっているのかと、そういったような基礎的な資料をもうちょっと書いていただいた方が資料としてはわかりやすいんじゃないかというふうに思うんですけど。

あと、ここに載っている基金残高、これも87億円から203億円までふえているという説明もちょっとこれも単純にこれだけでは理解ができないんじゃないかなというふうに思うんですけど。

会長 多分、これはもう少し丁寧に資料が整理がされると思いますけど、後でおっしゃっていただいて、方向的な面と数字的には大体正しいとは思いますが、多分、今おっしゃったことは、自分の努力でこれがなったのか、あるいはたまたま経済環境がよくなったからこういう数字になっているとすれば、それはやはり今後も安定だと、こういうことなんだけれども、本当にそうかという感じは確かにおっしゃるように自分でシェイプアップしたのはどれぐらいで、収入がふえて改善になったのかどれぐらいかという分析は、やはり別途しなきゃいかんとは私も思いますけれども、そこら辺、多分もうちょっと資料は整理

していただくということと、我々がもらっている資料　きょう持ってきていないんですけど例の灰色のやつ　あれに書いているんですね、実は。ですから、それをもう一度確認はしていただきたいと思います。

それで、委員には最後にちょっとお聞きしますが、例の今はやりの特区とか改革特区とか、こういうのは何かに盛り込むんですかね。そういうのは盛り込まないんですか。

政策経営部長　特区については、教育に関して毎回毎回やっています、また挑戦しようと思っております。

会長　改革の、こういう行財政の特例の……。

政策経営部長　確かに、改革あるいは再生ということで、そこら辺を盛り込むかどうかというのは、ちょっとまだ、今、結論は出しておりません。いろいろご意見を聞きながらと思っています。

会長　そうですか。

どうぞ。

委員　特区に関しては、特区の制度の上に乗っかっていこうとすると、特区制度自体が省庁によって非常にきつい縛りをかけられていて動きにくいという問題があります。むしろ特区を無視して、自分でこう考えました、これをやりましたというふうに勝手にやっていく方が、かえって柔軟な区政の運営ができる面があるというのは念頭に置いておくべきかなというふうに思っています。

それとの関係で、東京都がどうあるべきかというのを東京都が決めないで区政の方が決まらない、というようなことを政策経営部長がおっしゃったように、受け取ったのですが、杉並区政は住民自身がどういうふうに運営するかというのを考えるべきだということと同じ方向感で、都政がどうあるべきかというのは杉並区が提案していいと思います。このような都であってほしい、そういう都であるべきだということを杉並区が提案して都を変えていくという発想が必要です。待っていたのでは絶対に彼らは変わらないと。都道府県までは中央省庁の指示の下にありますけれども、区以下の市町村は基礎自治体として住民とじかに向き合っていますので、そもそもの成り立ちのスタンスが違はずです。地方分権の時代というのであれば、都道府県以上の仕組みを区以下のところで構想していくというところがこれからの重要な視点ではないかなというふうに思います。

会長　ありがとうございました。どうぞ。

政策経営部長　まず、特区については、今、委員がおっしゃったような提案は十分踏ま

えて、扱いとしてはもう少し考えていきたいと思っています。ただ、非常に特区については、この間、特に教育問題で少しでも突破口を見出したいというふうに思っていますので、行革の計画にのせるのせないは別にして、引き続き努力していきたい。

それから、都の姿、都政がどうあるべきなのかと、東京都ですね。これについては、ちょっと私の説明が不十分だったかもしれませんが、決して都がどういうことを出すかというのを待つのではなくて、区のあり方、特別区のあり方を考えていく中で、当然というか、必然的に東京都はどうあるべきなのかという議論になると思います。その提言というものについては、最終的にどういう形でまとめていくのかは別にしましても、都政がどうあるべきなのか、東京都の役割はどうか、これについての命題も検討するというふうな認識を持っておりますので、形の上でどういう提言ができるできないは別にしても、今年度から来年度にかけて十分検討していきたい。

特に、石原都知事が最近発言されている状況を見ますと、もうちょっと早いペースでやらないと間に合わないのかなというようなことを最近感じておりまして、そういう問題意識を持っているということでございます。

委員 それは僕もすごく感じたので。丹念には見てないんですが、清掃事業の移管は失敗だったというような、そういう議論が都議会と都で行われているということで。その論拠は、要するに非効率だということだと思っんですね。要するに一体的にやった方が便利だと、そういう効率論から出てくる。昔からそういう話はあるんだけど、今までの区の基礎自治体の分権がそういうことで起こってきたわけじゃないわけで、住民みずからがみずからをコントロールする、そういう効率性がどういう規模がいいかという話は、今の基本認識にあるわけです。それが今なされて違う話が出ていて、しかもそれが区が余り反応しないとか、あるいは都の方もそうですかというふうなことになるということは、やっぱりこれは、時代錯誤じゃないかという印象を僕は持っています。反応がないということ自体も非常に異様なことだと僕は思ったんですよ。それに対しての区や区民や都民の中にね、という感じですね。

会長 時間もあれですので、ちょっとおくれてこられましたけど、この行財政改革大綱の改定について、せっかくですから、委員、何かご意見等あれば何なりと。この2枚、資料3で。これだけです。何か特にコメント等ございましたら。

委員 おくれてまいりまして、大変申しわけございませんでした。

この資料3について、多分、今いろいろお話をされていたかと思うんですが、ちょっと

その経緯がわからないので、これを見た限りで私が思うことは、一つ「スマートすぎなみ計画」というのが1次実施、2次実施そして今度が3次になるのかと思うんですけども、やはり社会の背景が大きく変わってきて、杉並区というのは大変革新的な区であるというのは重々認識しているんですね。いろいろなものを実施されて、さらに改善、改革とつながっているのかもしれないんですけども、ここのキーワードとして「ゼロベースでの仕事の見直し」というところが項目に載ってまして、これは本当はとても難しいことだと思うんです。改善を繰り返していくことによって、すごく効率も上がるし効果も高いというのは傾向として出ているんですけども、行き過ぎるとむだになるし、負担になるし、結果がかえって出ないというところがすごくある。これは一般の企業でも言えることなんですけれども、本当にゼロベースで必要なものなのかどうかという、そういう視点というのを改めて入れていただいたのはよかったですと思います。ただ、それが仕事の明確化とアウトソーシングの部分にかかっているのではなく、全体で区民のサービスだから、今まであるものは絶対あって、それからプラスアルファのものをするのが本当にいいサービスなのか、意外と要らないものというのはあるのではないかなと。その力をもっとほかのところにパワーとして特化できるとよろしいのではないかなと思います。

これは、もう昔の、よく使われている例なんですけど、ある企業でというか、企業はよく手形というのをもう当たり前のように使っていて、その手形の決済期間が大変で、管理も大変で割り当ても大変でということで、じゃあどんどんこれを機械化して処理しようとか、管理しようというところにすごくロジックは行っていたわけなんですけど、逆に手形がなくてもいいじゃない、現金で、というような、そんなような発想から今の企業の発展があったような気がするんですね。だから、そういうような例をもってしてもたくさんきっと区の中でもあると思うので、ぜひ本当に、なすべき仕事、なすべき人員がなすべきことをしているのかという視点を盛り込んでいただくとよろしいのではないかなというふうに感じました。

会長 ありがとうございます。まさしく、それが本来の評価の目的の一つだったんですね。ですから、包括的にやってしまうと今のような話になるので、ゼロベースからやる場合は、順番にことしはこの分野をゼロから見直すとか、そういうふうにはやらないと、多分、全部をゼロから見直すということではできないわけですので、そういう意味でこの評価も位置づけていただければと思います。

これは、もうこれで終わりで、もう一回やらないんですね。きょうでとりあえずご意見

ちょうだいで終わりですね、この会としてはたしか。どうだったですか。

政策経営部長 そうですね。

会長 もしご意見があればまた申し上げるということですかね。

政策経営部長 実は、外部評価委員会も年数回ということもございましたので。

会長 そうですね。では、きょういただいたご意見を踏まえて、また事務局でお考えいただいて、最終的には区長がいろいろいいところは取り入れていただけるということのようでございますので、どうもありがとうございました。

それで、もう一件大きなテーマがございまして、いわゆる個別外部監査のテーマについての議題に移らせていただきたいと思います。これについてはお手元の資料2に各委員の方からご意見を賜っております。それで、ここに書いている資料2の委員から順番に、何ゆえにこういう外部監査テーマを希望するかということ、簡単に、ほんの一、二分というのは失礼ですか、2分程度でお願いしたいと思います。

委員 これは、完全に個人の関心に基づいて書いただけなので、客観的な理屈ではありません。単に杉並区には小児医療の病院がないので、開業医で対応をしているのですが、今の診療報酬体系のもとでは、小児医療の医療サービスの供給がどうしても不足になるという問題が全区民の共通課題としてあります。そこでこの問題はどうか対応していくのかということを考えてはどうかと思ったというのが最初の小児医療の問題です。

第2番目は、教育改革アクションプランを見ると、これも区民との協働というのを非常に重視したプランニングになっています。確かに新しく取り入れた制度に関しては、フレッシュ補助教員だとかコーディネーターの採用だとか、どんどん改革的ないい活動になっていると思います。しかし、従来からあるPTAとか、評議員会などに関してはやや見直し不足だという感じがあります。そういう従来からの底だまり部分をゼロベースで見直すことを考えていくには、PTA活動のような昔からある仕組みを1回抜本的に見直してみてもどうかという意識があったのでここで提案をしたという次第です。

以上です。

会長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして委員の方からよろしくお願ひしたいと思います。

委員 はい。私もたくさん施策・政策がある中で選んだというのは、本当に自分が最近関心を持っているテーマ、項目でもあるので、介護保険サービスの基盤整備と保育の充実。これは大きな視点で多様な保育のニーズに対応しているかというところを取り上げて、書

かせていただきました。

介護保険サービスの基盤整備というのは、保険制度自体が施行されて約2年ちょっとだと思っんですね、2年か3年ぐらいだったと思っんですけれども、すみません、ちょっとはつきり覚えてないんですが。やはり制度が導入されて2年目、3年目あたりで、結局、仕組みなりなんなりが一巡してちょうど定着するのと、あとこれからどうするかという考えるいい時期ではないかなと思っまして、この項目を候補として挙げました。

それから、保育に関しては、一番最初の委員会、私どもが委員会として初回到候補を挙げた中にも入っっていて、やはり予算の中でも大きな比重を占めてるこの事業が、本来、十分にそれをやはり提供できてるのか。ただ単に一人の児童に対する費用としてはすごく大きい、だから要らないとかではなくて、その大きさがいかに将来につなげた大事なものになるんであるかということが言えると思っるので、だったらここにも予算的には上位施策の事業費の中でも6割を占めてる保育、多様な保育のニーズというところを適切に運営されてるか拝見したいなと思って、候補に挙げました。

会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして委員の方からお願いしたいと思っます。

委員 私の方は一般保育運営ということで、これは区の財政に与える影響が大きいということで選びました。まず、質と量という意味で考えますと、質では一時保育とか延長保育、産休明け保育とか、そういった多様な保育サービスに対応しなきゃいけないと。それと、数の方で言えば、女性就労者数の増加とか核家族化によって保育の需要は間違いなく増大してる。ところが、この質と数に対応するためには、もう既に区の財政負担は保育事業の総事業費で115億円余りになってる。需要増加や質的变化に対応するためには、公設民営化とか、保育コストに対応した適正な受益者負担とか、保育士定数の削減とか、あるいは社会福祉法人とかNPO法人、そういった保育サービスの受け皿を整備していく。そういったことのこういったテーマの分析とか検討をするために外部監査が必要なんじゃないかというふうに思っました。

会長 ありがとうございます。

では、私の方では2点ばかりあるんですが、そういう政策課題ではなくて庁内の内部的な話なんです、1点目は要するに人と物ということで、物にかかわる調達等の効率化が可能かどうかという視点で、これは従前からもお聞きすると何かされてるようらしいんですが、逆に共通化してうまくいってないという事態もあるようでございますので、そ

こら辺を含めて在庫管理も含めてどういった方法で調達並びに使用状態等をチェックしてみることが第1点です。

第2点は、実は人件費というのは一番金がかかっているんですが、長期的にどういうふうになっていくかというのは非常にこれから課題であるわけです。今、財政的にはしばらくは安定期に入るといことなんですが、いいサービスをするにはやはりそれなりのいい人材が必要なわけで、少数精鋭ということであればなおさら人の手当て等をどういうふうにやっていくかと、あるいは活性化を含めて人事構成等をどうやっていくかということについても検証してみたらどうかということでもあります。当たりさわりが無いと言えは当たりさわりが無いようなテーマではあります、金額的に両方とも多いということでもあります。

委員、どうぞ。

委員 私は二つ挙げましたが、一つは議会の政務調査費ということで、これはいろんなところで話題あるいは議題になっています。議会が本当は自分でこういうことは調査して自分で公開していただくのがいいんですけども。日本の議会は、例えば議員規則ですらも知事の方で議員規則を決めているという、そういう日本の議会というところで、監査まで首長の方にされるということに少し議会の方は発奮していただいて、自分で自分のことは監査するぐらいのことを考えていただきたいなというようなことで問題提起したものです。長野県で昨年やったら、これが議会のげきりに触れて、この間の人事案件の否決と一緒に、これも一緒に否決されてましたけど、本当はやらなくちゃいけないことだと思います。

二つ目は、要するに公営住宅問題が、かつては公営住宅というのは県がやるのが主力だったのが市町村もやれるよということになって、基礎自治体も公営住宅あるいは区民住宅というのをやり出したわけです。住んでいる方々が、もともと持っていた政策目的で低所得層に対しての物的なサービスという、いわゆるハンディキャップを補完するという役割と、それから都市住民によりよい住環境、住宅水準をとるという都民住宅のそれぞれの目的に沿ってやってはいるものの、ある程度時間がたつと政策目的と実態が乖離してくるといのは、都営住宅ではかなり前から知られているわけですが、なかなかそれを手をつけることができないでいるわけです。

多分、都営住宅、区民住宅でもそういう現象が起こっていて、やっぱりそれは目をつむっているわけにはいかないの、それをやってみたらどうだろうと。それをやる過程で、

当然ながら同じ区の中に区民住宅、区営住宅、都営住宅も一緒にあるわけですから、それを比較せざるを得なくなってくるんですね。果たしてどういう方々が、そのふさわしい住宅政策に沿った方々住んでおられるかということ調べれば、いわば競合関係とか補完関係にある都営住宅も一緒に見なくちゃならない。そういう意味で、区における公的な住宅を全体として見渡してみるということはやるに価値があるだろうと、こういう考えです。

会長 ありがとうございます。

これは外部監査の場合には、多分いろいろなこういうテーマがあって、やはり財源面あるいは区民に対するサービスの影響度等で大きなインパクトがあるというのは、一番、候補として好ましいんだと思うんですね。ですから、区民サービスなりに非常に大きなインパクトがあるということと、やはり予算面においても大きなウエートを占めているという二つの条件を同時に満たしているのは、そういうものから順番に優先的にやっていくことが多分望ましいと思います。

それで、それぞれの勝手に丸をつけてあるというのは、私は丸をつけたいと思ったんですけども、一番、事務局と非公式を含めて丸をつけたやつぐらいが候補でしょうかねということが一時あって、その丸がついているんだと思いますが、それはとりあえず今の時点では無視していただいてご議論していただいてもいいと思うんですが、当面、それぞれの各委員にお出しいただいたテーマでどれくらい予算が張りついてあるかというデータはお持ちでしょうかね、まず。委員の最初のやつというのはちょっと難しいと、集計に時間が。多分、2番は、PTA活動、それなりの補助金が出ているとか、介護保険というのもどういふふうにとらまえるのかというのは、区としては難しいんですが。とりあえず、金額のボリュームというのと、あと、区のかかわり方ですね。要するに、区がやっぱり責任なり主体になり得ないということはなかなか難しいわけで、今、委員がおっしゃったように、都営住宅まで監査できるかという問題が当然あるわけで、区民住宅、区営住宅は大丈夫だと思うんですが、そういう点で大体目安としては、一般保育の場合は、これ金額が入っていますね。区営住宅とか区民住宅だとどれくらい、例えば収入で見るのか、あるいは支出で見るのかわかりませんが、それぞれ大体目安としてはわかりますかね。どうぞ。

住宅課長 一応、歳出でありますので、ちょっと今、手元資料はございませんけれども……。

会長 ええ、おおよそで。

住宅課長 11億円ぐらい。

会長 11億。

住宅課長 はい。当然、国あるいは東京都からの補助金も出ています。

会長 これは区の部分として、全部含めてですね。

住宅課長 トータルでございます。

会長 はい、わかりました。

物品についてはどれくらいかというのは、例のあれがありましたね。どうぞ。

経理課長 14年度の実績でございますけれども、物品の関係では約2万4,000件で22億4,000万円ほど確認してございます。

会長 ありがとうございます。

P T Aの補助金というのはわかりますか。補助金なり何らかの、P T A活動、金額面では余り大きなウエートじゃないですか。わかりますか。

行政改革担当副参事 申しわけございません。今、ちょっと手元にはございませんので。

会長 どれくらいですか、そう大きな金額ではないわけですか。ご関心は当然、教育についてはあると思うんですが、大体そういうオーダーですか。それで、一応、丸がついたのが政務調査費というのはどれくらいあるんでしょうか。

総務課長 政務調査費は、月額16万円の12カ月の48議員定数ということでございまして。

会長 掛け算。トータル的には、そう金額的には大きな金額じゃないということですね。わかりました。

そうすると、金額的に多分一番多いのはその間の人件費だと思いますけれども、人件費をやらないとすれば、大体この丸がついてあるのが金額面では多そうではあるんですが、保育所も委員と委員のお二人のご推薦があって、金は大きいのでそれなりにやる必要があるとは思いますが、これも財源面だけじゃなくて、むしろ延長保育であるとかゼロ歳児対策とか、そういうもう少し幅広いサービスのメニューにわたった外部監査等をやっていた方がいいんでしょうね、多分。財源面のことは当然多いとは思いますが。ですから、もう少し幅広い視点でやっていただくということであればお二人のご意見がありますから、これは優先的に推薦の候補にせざるを得ない せざるを得ないという怒られますが、することが妥当だというふうに、これは無条件でお認めいただけだと思いますが、まず、これについてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それで、3点ぐらい推薦するということなんですが、区営住宅、区民住宅等も、

これはテーマ的には時期的にはいいテーマだと思いますので、それなりには価値があると思います。データ等が、区営住宅、区民住宅等は、たしかきちんとしたデータが報告することになっていきますから、多分、監査の場合に調査ができないとかというようなことはないですね。

住宅課長 はい、大丈夫です。

会長 だから、監査としては割合これはうまくいきそうだと思います。むしろ政策的な逆にインパクトがあるということなんですが、これも長い間もしされてないということであれば、これはどうなんですか、議会等とかで審議をなされたことは、ここ二、三年あるんでございましょうか。何か、どうでございましょうか。どうぞ。

住宅課長 区営住宅だとか区民住宅の意義でございませけれども、そういった面で、例えば居住者の高齢化の問題だとか痴呆の発生だとか、そういった問題で若干福祉の方との連携を強化する必要があるだろうと、そのようなことが議会で議論になっているかと思えます。

会長 逆に、お住まいの方の高齢化に対してどうかということで、管理ということではないわけですね、むしろ。

住宅課長 そうですね、どちらかというと。

会長 わかりました。では、そういう視点で、管理ということでやっていただいて、その中で高齢者対策と高齢福祉等との整合性等も多分やっていただければ、いい監査テーマなんでしょう。そういうことで、これについてもやることでいかが。これはよろしいですか、各委員の。

(異議なし)

会長 よろしければ、これも採用ということで、あと1点なんですが、あと1点は、私、別に、物品・消耗品の調達、これに丸をつけていますけど特に固執はなくて、むしろ私は人件費をやってほしいというのが個人的なあれがあったんですが、PTAのやつというのは、これ、金額はわかりますかね。

財政課長 すみません。PTAは110万円ほどです。

会長 そうですか。ちょっと金額があれですかね。そうすると、これは政策評価とか行政評価の中で考えていくということで、委員、いかがですか。

委員 はい。結構です。

会長 よろしいですか、申しわけないですが。

小児医療というのも、これ、重要なことなんですよね。ただ、これも、監査のテーマというよりも多分政策課題なので、むしろ監査でやるというよりも、もし必要性があればすぐにでも行政アクションを起こすべきことですよ。ですから、これも消去法で除くということでもありますので、あと残ったのは介護サービスとか物品とか人件費とかということなんです、議会の政務調査費はやりますか、委員。

委員 いやいや……。

会長 まあ、金額的には、特に大きな問題がなければ、事を荒立ててやることは……。

委員 別に何かなるほど仲が悪くないでしょうから、そのうちにやってください。

会長 積極的にまだ今やる必要性が、ほかに比べて金額的には、急いでやることはない。何かそういういろいろな不祥事等があるとかいうことがあれば、これはやはり我々としても積極的に取り組むべきと思いますが、当面はそういうことであればいいということですね。

そういうことであれば、一応、この原案に従った物件費等の調達ということで、我々、契約の入札の監視等の業務をやっていましたので、その関連も含めて、物品なり消耗品の調達、調達だけじゃなくてその使用とか管理も含めて見ていただきたいというふうに思います。

ですから、順番としては、保育所の運営、それから区営住宅、区民住宅の管理、そして物品消耗品の調達並びに管理という3点を、ほぼ大体この順番は、別につけなければ、この三つを列挙して、最終的に区長でご判断いただくということを原案としたいんですが、いかがでございましょうか。よろしいですか、各委員の方。よろしいですか。

(異議なし)

会長 では、そういうふうに候補として3点を列挙するというので決めたいと思います。ありがとうございました。

それで、残りの時間帯は、実は我々外部評価意見の意見を出したわけなんです、我々言いつ放してもよくないですし、我々言ったことが間違っているということもあるでしょうし、また、所管課のご意見を賜って、いやいや、やっぱりそう言っても我々としてはむしろこういう視点が重要であるということもあるかと思しますので、若干、お互いに言いつ放しにならないということで、せっかくの機会ですので、この、元課のご意見を賜って、また、それについても我々としても、もう少しさらに念を押しておきたいということがあればやりたいということで、これは資料4とか5について、ここはちょっと資料が多いん

ですが、どういうふうにやりましょうか。まず、ご説明いただくんですかね。相当多いですよ。どうしましょうか。

行政改革担当副参事 一応、お話のとおり資料も多いものですから、一つ一つご説明するにはちょっと時間的に難しいとさせていただきます。したがって、私どもの処理経過を簡単にご説明した上で、委員皆様の方でいただいたご意見に対して私どもお答えしているもの、あるいは対応させていただいているものについて、今ごろになった中で何かございましたらというふうにさせていただきます。

会長 わかりました。では、資料4、5をさっと、ポイントだけ、まずご説明いただきたいと思います。どうぞ。

行政改革担当副参事 はい。まず、資料は二つに分かれてございまして、一つ目が、平成15年度の外部評価意見に対する所管課の対処方針ということでございます。

こちらにつきましては、平成15年度の外部評価をしていただきましたご意見に対しまして、各担当する所管課の方からの処理方針を私どもの方でまとめまして、私ども企画課でございますが、そちらの方の職員が改めて文言なども含めまして各所管課と調整をして、対処方針ということでここに掲載をさせていただいております。中身、ポイントと申しましても非常に多岐でございますので、申しわけございませんが、全体的には政策評価が一番最初に出てございまして、3ページ目からは施策評価について、そして9ページに公社等の経営評価についてということで掲載をさせていただいております。それから、最後、10ページのところに総括意見についての方針の掲載をさせていただいております。

それから、資料5の方でございますが、こちらの方につきましては、平成14年度に外部評価の意見をいただきまして、こちらにつきましては、所管課の処理方針ということで、所管課の処理方針を既にお出ししてございます。それに対しまして取組みをいたしましたので、その結果を各所管課の方から出させてございます。それにつきましても、私ども企画課の方でまとめて整理をいたしまして掲載をございまして、その掲載の順番といたしましては、政策評価が1ページ目から始まりまして、2ページ目に施策評価、それから5ページ目に事務事業評価、そして9ページ目から公社等の経営評価につきまして、そして最後に13ページから総括意見に対しての取組み結果ということで記載させていただいております。

簡単ではございますが、以上でございます。

会長 まず、確認なんですけど、この今回の平成14年度、15年度所管課対処方針なり取組

み結果というのは、これはホームページなりインターネットあるいは区政だより等で公表か何かをされているんですか。

行政改革担当副参事 こちらにつきましては、ホームページ等を使いまして区民の方にごらんいただけるようにいたす予定でございます。

会長 例えば、ホームページをごらんになる方は余りないということだったですから、このポイントか何かだけでも出されると、少しは評価を踏まえて何かそれなりのアクションもあって、少しは役立っているというイメージを区民の方に持っていただけて、壮大なむだをしているんじゃないかという誤解があるといけないものですから、ポイントだけでも、もし区民が非常に関心が高くて理解しやすいのがあれば、広報誌など区民への情報媒体を活用していただいても何か広報に努められると、先ほどの委員の話じゃないんですがいいと思いますが。これは私の勝手なお願いではあるんですが、可能であればご検討賜りたいと思いますが、それは前段として、どうぞ各委員の方、所管課はこう言っているけれども、さらに、これだけでは足りないんじゃないかとか、あるいは何らかのご意見等があれば、自由にご議論賜りたいと思いますが。

あるいは、我々の意見と違うような対処方針をしているとか、一覧表か何かでわかると一番いいんだと思いますが、特に大きな方向が違っているというようなことはあるんでございましょうか。

行政改革担当副参事 特にご指摘いただいたものと私どもいわゆる反対意見といいますが、そういうようなものはないということでございまして、いわゆる前向きに取り組んでいる状況などをご報告させていただいているということでございます。

会長 むしろ、そういうものが少くらいあった方がいいというような意見もあるんですが、わかりました。では、どうぞ各委員の方、せっかくの機会です。どうぞ。

委員 14年度の取組み結果にしても、15年度の方針にしても、総じて前向きに対処していただいている姿勢が共通して見られる特徴で、一生懸命やったださっているなという印象を強く持っています。

その中で1点だけなんですけど、15年度の外部評価意見に対する所管課対処方針の方の総括意見、10ページの2のところは私の意見のところなんですけれども、その対処方針の中で、制度に関する意見として「成果指標については、年度間比較や自治体間比較が行えるよう、データの蓄積を行うとともに、より適切な成果指標を設定するため、さらなる改善を行っていく」とあります。年度ベースの対応をお考えになっていらっしゃるという

ふうに見受けられるのですが、P D C Aのサイクルというのは3カ月ぐらいで回していくのが一般の企業経営ではないのかなというふうに思っております。そういう意味では年間計画を立てて、この頃までにはこのぐらいのことをやっていこうというスケジュールを組んで、途中経過をチェックして、ちゃんと計画どおりに進んでいるのかということを確認していく。実際やってみたところ、計画にはやや無理があったとか、計画以上に進んだとか、そういう評価をしていくというタイムリーな行政運営というのが一つの視点としてあった方がいいかなというふうに感じた次第です。あとは、特に意見としてはございません。

会長 ありがとうございます。

そうですね。成果指標というのが早目にキャッチできるやつだと、当然早目に回していかないといかんですね。だから、効果があらわれるのが遅いやつはそれはしょうがないんですけど、早くわかるやつはモニタリングで早くチェック、アクションにつなげていくというのはご指摘のとおりだと思いますが、ただ、それはそういう情報システムができていくかどうかということで、そこはいかがなんでしょうかね。各課なり部なりのシステムが、こういう評価をするようになって初めてそのデータを集める体制になっているのか、常時モニタリングできるような体制になっているかによって、今の委員のことはマネジメントにつながっていくかどうかということだと思いますけど、そこら辺はどうなのでございましょうか。

政策経営部長 これは、ここで記載したのは、成果指標、制度に関する意見というのは、確かに委員のおっしゃっているようにP D C Aを回していくというそのものずばりというよりも、年に一度事後評価というような形でこの政策評価を行っていますので、そういう点で成果指標というものをどういうふうに妥当性を検証していくのかということで、何回かやってくる、そういう比較と、それから同じような規模の自治体との間の比較を行って、より成果指標の妥当性なり適切性というか、それをより工夫していきましょうという趣旨でここには書いてございまして、確かに3カ月程度の中でのチェックをして、指標に向けてどこまで来ているのかということができかどうかというのは、今の時点、今の状況ではすべてできるとはなかなか言いづらいような状況ではございます。

ただ、今、新しい財務システムを検討しているんですが、その中でどこまで可能になるかということで、正直申し上げて、今、委員がおっしゃっている趣旨がすべて満たされるかどうかというところまではまだ言い切れないところがございますけれども、なるべく方向としては近づけてはいきたいという気持ちは持っております。

会長 先ほどの行財政改革大綱で事業部制をもし本気でやるとすれば、マネージャーなり管理者はそういうチェックは、当然、年度途中でやらなきゃいかんことになりますから、多分、事業部制としてやるということは、今、委員のようなことも将来は考えておいた方がいいんだろうとは私も思いますが、それは一気にはなかなかいかないと思います。

どうぞ、ほかにご意見。

委員 丁寧にいるる答えていただいて、僕が3行ぐらいしか聞いていないのに10行ぐらい書いていただいて、すごく熱心に検討していただいたということはわかるんですが。一つだけ、僕が指摘した中で複数の項目にわたって共通して指摘したのは、成果指標かどうか、その成果指標であることに加えて、かなり頻繁に伸び率を成果指標の単位として出しているのが目立って、僕はそれが気になったんです。伸び率についてはどのように処理されたのかが、ちょっと今ざっと見たんですがわからないんですが。伸び率でもいいんだよという、そういう結論になっているのか、それとも伸び率はやめましょうということになっているのか。つまり前年比何%というふうな、そういう表現で成果指標ないし何なりを表現しているのが、四つか五つ目立ったもので、僕が共通に指摘した項目があったんですが、それについての処理がちょっと見えません。

会長 どうぞ。伸び率が絶対いかんということではないんでしょうけれど、安易に伸び率でやるよりは、目標値があれば、それはその方がいいことは確かなんですけれども。

政策経営部長 いろいろ議論があって、ご意見があった中でなるべく網羅したつもりではあるんですが、確かにそういったご意見もあったかなというふうに思いますが、今の時点では、それがすべてやらないということになった場合にそれにかわるような指標をどうつくるかという、そういうようなもう一方での問題もございまして、ここでは確かに表現としては、例えば総括意見 - 1の でしょうか、「評価結果と予算の伸び率を比較する目的に適合しているか吟味が必要」と。公園整備等の公共事業云々と書いてありますが、ここらに関連してのご意見だったかなというふうに思うんですが、その対処方針 これは対処方針でこれを踏まえた結果というのはまた出していくことになるんですが、この方針とすると、区民にわかりやすい表現ということと、それから年度間比較を行うことがよりわかりやすい比較ではないかというふうに記載してございますが、ちょっとこれについては、今、委員のご意見はまた改めて実際にやっていく中でちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

委員 趣旨だけ、僕が懸念していることの意味を理解していただければよろしいんです

が、はっきり言えば。前年比のような格好はまずいんじゃないかということを僕は申し上げたつもりなんですよね。

会長 だから、前年比でないと目標値が設定できないという場合があるかないかということですね、ここの問題は。だから、暫定的な意味でお使いであればいたし方ないと思います。

政策経営部長 すみません、ちょっと補足させていただきます。

確かにそういう成果指標がなかなか明確に示しにくいということについて、示しにくい、じゃあ何か代替的な指標はないのかというようなやりとりの中で、例えば伸び率等を使って示すというような場合が確かに見受けられるということでございます。

その際には、成果指標の頭書きというか、頭にいわゆる、代わると、代替の「代」ということで表示をして、ちょっとまだここでは十分な指標が示されていないんだよということをも明記しようということだったんですが、そこがちょっとまだ十分周知できていなかったということもございますので、それについては今後徹底していきたいということで、所管の方とは話をしているということでございます。なるべく、事務事業の成果指標というものを明確にする努力は継続して行っていきたいと思いますが、いずれにしても代替をするということの場合には、その代替措置をしたということだけは少なくとも明記していきたいというふうに思っています。

会長 ほかに、何かご意見ありますか。どうぞ。

委員 ちょっと各論になってしまうんですが、よろしいですか。

会長 ええ、どうぞ。

委員 15年度の外部評価の処理方針なんですけれども、4ページ目の 48、「働くひとびとの条件整備」ということで、ここで、多分、これは私が出させていただいたところだと思うんですが、勤労福祉会館の中でももう少し目的とか提供するサービスの内容とかというのを考える必要があるのではないかという意見を出させていただいたかと思えます。その中では、今、方針のところでは勤労福祉会館の設立の目的が「『勤労者の文化、教養の向上』を目的として設立された経緯があるうえ、勤労者のみならず、一般の区民の利用にも供しており、その利用率の向上を図ることも課題の一つである」ということで、余り答えが、ちょっと違ったかなというのがまず1点と、あともう一つは、確かに勤労福祉会館が日本の中でどんどんできつつあった時代に勤労者が身につけているべき文化・知識・教養というのは必要だったのかもしれないんですけど、やはりこれだけ時代が動いてきたと

きに、今、勤労者にとって何が必要なのかという、ある程度、文化・教養というその目的をもう少し広げるのか狭めるのかよくわからないんですけれども、今の勤労者、「働くひとびとの条件整備」という大きな施策の中に本当に合っているのか。だったら、設立当初の目的はそうだったけれども、今こういうところで求められているサービスというのは何なのかというのを逆にこだわらず変えていってもいいんじゃないかなと思います。

ですから、そこで勤労者及び一般の人の利用も視野に入れてという方向で考えていただいた方が、一般の方はもちろん参加していただかないということではないんですけれども、その方が一緒に共有、ここを利用して、そして杉並区の区民の方が一人一人いろんな形、いろんな形態、いろんな比重があると思うんですが、いろんな方々が社会に貢献して寄与できるということがやっぱり区全体に潤っていくんじゃないかなと思いますので、やはり働く人々、プラス、区民の働く環境の何かベースになるようなものがここで提供できると、そういうことを考えていただきたいなと、ちょっと方向としては思います。

会長 これは難しい問題ですね。国の政策目的でできている、だから、そのままぼいっど書いてあるんでしょ。それを違うというような書き方ができないから、しかし、今からは分権の時代だから、趣旨が変わったとくれば、当然、そういう対応をしなければいけないというので、要するに当初の趣旨と現在の政策目的と、これが多分、だから本音の部分としての指標としてむしろ考えるべきじゃないかというのが委員のことだと思うんですね。ここら辺難しいと思うのですけれども、どうぞ事務局の方から。

委員 すみません。

行政管理担当部長 勤労福祉会館、これは全国的にもかなり廃止の方向というか、厳しい状況です。それを所管しているのは経済勤労課で、所管課の処理方針というのは、ご指摘のとおりピンぼけの回答になってしまっていて、申しわけございません。

ただ、実際には、勤労者だけではなくて、いろんな一般区民に利用してもらわないと売り上げが上がらないということもありまして、一般区民が対象になっていますけれども、実際には中小企業の従業員の方の言ってみれば福利厚生という形でやっています、本当にぎりぎりのところで努力していますので、そういう意味ではどうシフトを変えていくかというのが課題でしょうし、実際にこのまま存続できるかどうかというのは、ちょっと我々としては厳しいかなというふうにも思っております。

余り回答にならないで、申しわけないんですが。

政策経営部長 今の委員のご意見は所管の方に伝えていきたいと思います。これは所管

課の処理方針ということで、実際にはこの方針を踏まえてやっていく中で、当然その中で
のやはり再度の方針を点検するということがございますので、そして、多分、今行政課の
担当部長が言ったとおりの苦しさのあらわれが、ここに「……その利用率の向上を図るこ
とも課題の一つである」と、こういう表現になっていると思いますので、ただ、ご趣旨は
よくわかりますので、それについては所管課の方には伝えていきたいというふうに思っ
ております。

会長 ただ、これはもう一つの視点があって、区が勤労福祉対策をしなくても、ほかに
代替的な施設があるということであれば、またそれで思い切って引き下がってもいいわけ
ですよね、廃館とか。そういうご議論は、今まさしくおっしゃったように検討をされてい
るわけですね。

政策経営部長 例えば、この近くで言えばサンプラザが廃止というか売却するというよ
うなことに象徴的にあらわれておまして、確かに設置のときの目的、ただ、現在の実態
との乖離、これについては、これは行革の課題でもあるとは思いますが、また実際にここ
で「働くひとびとの条件整備」という点では計画事業の課題でもありますので、そういう
ことを含めて、少し考えさせていただきたいと思います。

会長 どうもありがとうございました。

ほかに委員、何か。

委員 私の方は、個人的な見解に対して十分所管課の方で検討していただいて、回答し
ていただいていると思いますので、ありがとうございました。

会長 ですから、せっかくこういうふうなまじめに対応していただいておりますので、ぜ
ひ、何か区民の方にもわかるようにPRして、区としてもまじめに取り組んでおられるわ
けで非常に結構なことではあるかと思えます。

では、これはこういうことで、ありがとうございました。

それで、今後のスケジュール等であるんですが、先ほど部長からのお話にありましたと
おり、サイクルがちょっと変則なんです、ワンサイクルとしてはちょっと変則で4月に
なっていますが、一応、昨年度からのワンサイクルというのはきょうの会合で終わって、
今度は次のサイクルに回っていくということになります。あとは事務局の方からお話が
あるかと思いますが、今後この会議というのは当然続けていくわけですので、事情が許す範
囲においてはまた再任等のお願いをすることがあるかもしれませんので、その節はぜひご
支援を賜りたいということでございます。

それで、前回の外部評価報告書については、ほぼ大体完成、委員等からのご意見を踏まえ、若干の字句の修正等をほぼ終えましたので、再度、各委員の方にお送りして最終的なチェックをいただくということになっております。

それで、今後のスケジュール等につきまして、最後に事務局の方で簡単に報告していただきたいと思いますが、どうぞ。

行政改革担当副参事 今後のスケジュールでございますが、今、会長の方からもお話がございましたとおりワンサイクル終わったということで、今回はことしの秋、10月ぐらいでしょうか、そのぐらいの時期に、昨年もお願いいたしました入札監視ということでお願いをしていくと思っております。その後は、12月と、あと年明けの1月、2月に外部評価ということで、2回ほどお集まりいただくようなスケジュールではないかと考えてございます。

以上でございます。

会長 そういうことでございます。何かご質問等ございましょうか。

(なし)

会長 いいですか。それでは、一応、本日の議事並びに議題はすべて終えましたので、ありがとうございました、いろいろお忙しいところを集まりいただきまして。

では、これにて閉会をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。